

学校給食における地産地消推進に係る調査分析及び 効果的な取組の提案業務委託仕様書

1 委託業務の目的

県内市町村の学校給食における地産地消の実態や課題等を調査分析し、地産地消の推進に向けた効果的な取組を提案することで、学校給食における県産農林水産物の利用拡大につなげる。

2 委託業務名

学校給食における地産地消推進に係る調査分析及び効果的な取組の提案業務

3 委託業務内容

(1) 県内市町村への調査

- ・調査対象

福岡県内60市町村

- ・調査方法

原則として対面を実施

- ・内容

県が実施したアンケート調査のとりまとめ・分析、調査設計書の作成並びに日程調整を行ったうえで各市町村への聞き取り調査を実施し、学校給食における地産地消等の実態や具体的な課題を整理する。

(2) 調査結果の分析

- ・(1)の調査結果を踏まえ、各市町村における課題と地域性との関連や、課題解決に向けて市町村が実施している対策の効果等について分析を行うこと。
- ・分析結果について発注者と協議を行うこと。

(3) 効果的な取組の検討及び提案

- ・(1)の調査結果及び(2)の分析結果を踏まえ、学校給食における地産地消の推進に向けた効果的な取組（福岡県の行政施策として考えられるもの）を検討し、提案すること。
- ・取組の検討にあたっては、適宜、発注者と協議を行うとともに、学校給食における地産地消について知見を有する学識経験者の意見を聴取すること。
- ・取組の参考となる他県等の事例を収集し、提示すること。

4 成果品の提出

上記3の内容について記載した報告書（製本したもの正副2部及び電子データ）を令和7年9月30日（火）までに提出すること。

5 委託期間

委託契約の日から令和7年9月30日（火）まで

6 秘密の保持

受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 委託における著作権等の取扱い

(1) 本業務により制作された成果物のすべての著作権及び著作権は、発注者に帰属する。

(2) 納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 受注者は発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しないこと。

8 業務報告

委託業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。

9 その他

(1) 契約にあたっては、提案内容をもとに両者協議の上、最終仕様を決定する。

(2) 業務の各過程において、県と十分な協議を行い、その指示に従うこと。

(3) 本業務の遂行に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

(4) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、謝金等）の一切を含む。

(5) 受託者は、報告書等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。